第四条

1　日本国に本店又は主たる事務所を有しない法人である陳列区域代表事務所並びにその財産、資産及び収入は、当該陳列区域代表事務所の博覧会に関連する非商業的活動の範囲内で、事実上公共サービスの使用料にすぎない税を除くほか、日本国において全ての直接税を免除される。

2　陳列区域代表事務所は、当該陳列区域代表事務所が輸入する物品に関し、当該陳列区域代表事務所の博覧会に関連する非商業的活動の範囲内で、日本国の法令に従い、関税を免除され、並びに輸入及び輸出に対する禁止及び制限を免除される。その免除にかかわらず、当該免除を受けて輸入される物品は、日本国の法令に基づいて課される禁止又は制限であって、公衆道徳、公の秩序、公共の安全若しくは公衆衛生に係る理由によるもの、動植物防疫に係る考慮によるもの又は特許、商標、著作権及び複製権の保護に関するものの対象となる。また、当該免除を受けて輸入される物品は、日本国政府と合意した条件による場合を除くほか、日本国において売却されないことが了解される。

3　陳列区域代表事務所は、日本国の消費税及び地方消費税に関する法令に従い、一定の条件及び手続により、次の物品及びサービスの日本国における調達に際して支払われる消費税及び地方消費税の還付を受けることができる。

(a)　博覧会における当該陳列区域代表事務所のパビリオンの建設、設置及び撤去のために調達される物品及びサービス

(b)　当該陳列区域代表事務所の運営のために調達される物品及びサービス

第五条

1　ＢＩＥ並びにその財産、資産及び収入は、ＢＩＥの博覧会に関連する非商業的活動の範囲内で、事実上公共サービスの使用料にすぎない税を除くほか、日本国において全ての直接税を免除される。

2　ＢＩＥは、日本国の消費税及び地方消費税に関する法令に従い、一定の条件及び手続により、ＢＩＥの運営のための物品及びサービスの日本国における調達に際して支払われる消費税及び地方消費税の還付を受けることができる。

第六条

陳列区域代表事務所及びＢＩＥは、日本国の法令に従い、いかなる種類の資金、金、通貨又は有価証券も自由に受領し、取得し、保持し、及び処分することができる。

第七条

陳列区域代表事務所は、日本国の法令によりその開設のために免許及び登録を要しない無線局を無償で使用することができる。

第八条

1　博覧会を目的として日本国を訪問する陳列区域代表事務所の職員は、当該陳列区域代表事務所の博覧会に関連する非商業的活動の範囲内で、日本国において次の特権及び免除を享有する。

(a)　当該陳列区域代表事務所の博覧会に関連する非商業的活動のために日本国において行う勤務その他の活動について取得する給料及び手当に対する課税の免除

(b)　日本国の関税法令に従い、日本国において最初にその地位に就く際に関税の免除を受けて家具及び手回品（自動車一台を含む。）を輸入する権利

(c)　(b)に規定する自動車に関する全ての直接税の免除

2　1の規定は、日本国民である陳列区域代表事務所の職員及び日本国に通常居住している陳列区域代表事務所の職員については、適用しない。

第九条

1　博覧会を目的として日本国を訪問するＢＩＥの代表者は、ＢＩＥの博覧会に関連する非商業的活動の範囲内で、日本国において次の特権及び免除を享有する。

(a)　ＢＩＥの博覧会に関連する非商業的活動のために日本国において行う勤務その他の活動について取得する給料及び手当に対する課税の免除

(b)　日本国の関税法令に従い、日本国において最初にその地位に就く際に関税の免除を受けて家具及び手回品（自動車一台を含む。）を輸入する権利

(c)　(b)に規定する自動車に関する全ての直接税の免除

2　1の規定は、日本国民であるＢＩＥの代表者及び日本国に通常居住しているＢＩＥの代表者については、適用しない。

第十条

1　日本国の都道府県公安委員会が発給した有効な運転免許証を所持する陳列区域代表事務所の職員、ＢＩＥの代表者及びこれらの者の被扶養者は、追加的な義務を負うことなく、日本国において当該運転免許証で自動車を運転することができる。

2　千九百四十九年九月十九日にジュネーブで採択された道路交通に関する条約の附属書九又は附属書十に定める様式に適合する有効な運転免許証を所持する陳列区域代表事務所の職員、ＢＩＥの代表者及びこれらの者の被扶養者は、日本国に到着した後十二箇月を超えない期間、日本国において当該運転免許証で自動車を運転することができる。

3　2に規定する運転免許証を発給していないが、日本国の法令に定める日本国の運転免許制度と同等の水準と認められる運転免許制度を有している日本国以外の国又は地域が発給した有効な運転免許証を所持する陳列区域代表事務所の職員、ＢＩＥの代表者及びこれらの者の被扶養者は、当該運転免許証に日本国の法令に定める機関が作成した翻訳文を添付している場合に限り、追加的な義務を負うことなく、日本国に到着した後十二箇月を超えない期間、日本国において当該運転免許証で自動車を運転することができる。

第十一条

1　博覧会を目的として日本国を訪問する陳列区域代表事務所の職員及びＢＩＥの代表者（日本国民でなく、かつ、日本国に通常居住していない者に限る。）は、日本国の法令に定める社会保障制度に参加することを要求されない。陳列区域代表事務所及びＢＩＥは、当該陳列区域代表事務所の職員及びＢＩＥの代表者に関し、当該社会保障制度に対する全ての強制的な拠出を免除される。

2　陳列区域代表事務所の職員及びＢＩＥの代表者が1の規定に従い日本国の法令に定める社会保障制度に参加することを要求されない場合には、その随伴する被扶養者（日本国民でなく、かつ、日本国に通常居住していない者に限る。）も、当該社会保障制度に参加することを要求されない。ただし、雇用保険及び労働者災害補償保険については、この限りでない。

第十二条

陳列区域代表事務所の職員の被扶養者は、その年齢に応じ、日本国の公立の小学校及び中学校に入学することを認められる。

第十三条

この協定に定める特権及び免除並びに博覧会への参加に関する全ての必要な情報を陳列区域代表事務所及びＢＩＥに提供するため、日本国の大阪に総合窓口が設置される。また、総合窓口は、陳列区域代表事務所、ＢＩＥ及び関係する者に対し、日本国の当局に提出されるべき特権及び免除に関するその申請について便宜を供与する。